

国民健康保険の被保険者の皆様へ
9月1日から保険証が新しくなります

佐渡市国民健康保険の保険証は8月末日で有効期限が切れ、9月1日からは新しい保険証を使用していただくことになります。新しい保険証は8月下旬に郵送しますので、内容等の確認をお願いいたします。記載事項等の誤りや9月1日になっても保険証が届かない場合は市役所までご連絡ください。

記載事項等の誤りを自分で訂正したものは使用できません。

また、新しい保険証は現在お持ちの保険証と同じ「水色」ですので、お間違えのないようお願いいたします。

④ 保険証について
⑤ 保険証は世帯の保険証と一緒に郵送します。

⑥ 保険証が必要な方は申請が必要ですので、世帯の保険証と印鑑を持って市役所までお越しください(既に申請をされた方には世帯の保険証と一緒に郵送します)。

有効期限が経過した保険証は

市役所またはお近くの支所出張所にお返しください。

(返還は市役所・支所・出張所にお越しになった時で結構です。また郵送でもかまいません) 問い合わせ先

市役所市民課 国民健康保険係
☎ 5112
各支所市民課
国民健康保険担当係

平成17年度 佐渡市人材育成事業
後期分(10月～3月)
を募集します

事業の目的は…

21世紀の佐渡の発展を目指して市政の活性化を促進するため佐渡市の社会、教育・文化、福祉および産業の分野において活躍する指導者の育成を図ります。事業の内容は…

- ・体験学習、地域活動の実践、相互交流および技術者養成事業
- ・先進地(海外を含む)の視察研修および地域活性化等のシンポジウムへの参加事業
- ・地域づくりのための調査研究
- ・その他必要と認める事業
- ・市の要請による特別な調査研究または視察研修を行う事業
- ・研修等へ参加する場合、その研修等を行う事業実施主体は、国
- ・地方公共団体、公的機関および

民間等であり、公益的目的をもって実施する事業に限り、助成の対象者は…

- ・年齢が18歳以上で市内に住所を有する個人またはグループ
- ・年齢が18歳以上で、市内の事業所等に勤務する人
- ・市内の小学校の児童および中学校の生徒並びに市内に住所を有する高等学校の生徒

助成する経費は…
助成の対象とする経費は次に掲げる経費のうち自己負担に係るもので、佐渡市人材育成選考委員会が審査し、適当と認められた額とします。

- ・受講料または参加費
- ・交通費および宿泊費(市の職員旅費規程を準用。ただし、日当は計算から除外します)
- ・調査、研究等のための経費
- ・助成額および助成限度額は…
- ・助成額は、委員会が算出した助成対象経費の1/2以内の額とします。
- ・補助限度額は次のとおりです。
- ・研修等… 国内… 20万円
- ・調査研究… 100万円
- ・補助対象は1事業に対し、1人1件1回とします。
- ・募集期間は…
- ・10月から18年3月までに実施

する事業(後期分)については9月9日(金)までに申し込んでください。

- ・報告書を提出。受講終了証書等の写し、調査・研究等に要した費用の領収書の写し等を添付してください。
- ・市民へ研修成果等の普及実践を行い、報告書を提出することが義務付けられています。

問い合わせ先
市役所企画情報課 企画振興係
☎ 63 4152
または、各支所 地域振興課

道路施設の使用について
まもなく秋の収穫シーズンとなります。

- ・道路は、皆さんが利用する生活に欠くことのできないものです。
- ・道路や橋の防護柵(ガードレール等)は、交通安全施設です。
- ・農業(漁業)施設として農産物や漁具等の天日干しの使用は、遠慮願います。
- ・安全で快適な道路環境を保ち、皆さんに心地よくご利用いただけますようご協力をお願いします。

ありがとうございます
退職人権擁護委員に
感謝状の贈呈

7月1日で人権擁護委員を退任されました児玉 信雄さん(吉井・旧金井町で委嘱)、廣田 成雄さん(宮川・旧畑野町で委嘱)に対し、7月1日付けで法務大臣の感謝状が贈呈されました。

児玉さんは平成11年6月から廣田さんは平成8年5月から地域の人権擁護の活動にご尽力をいただきました。その永年の功績をたたえるものです。大変ありがとうございます。



人権相談所開設のお知らせ

と き	9月6日(火)10:00～15:00
と ころ	千種 金井コミュニティセンター
相談担当者	人権擁護委員 泉甲 本間勝一 ☎63-4226 法務局職員 総務係長 山際純

無料・秘密厳守です

問い合わせ先 新潟地方法務局佐渡支局 ☎74 3787
常設相談所(月～金 8:30～12:00、13:00～17:00 祝日・年末年始除く)
新潟地方法務局佐渡支局(電話での相談も受け付けています ☎74-3787)
・女性の人権ホットライン ☎025-229-0211
・子どもの人権110番 ☎025-229-0110